

一般競争入札の実施について

岐阜清流中学校ほか22施設で使用する電気の調達を下記のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告します。

平成 30 年 2 月 28 日

岐阜市長 柴橋正直

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入品及び数量 岐阜清流中学校ほか22施設で使用する電気
 予定契約電力 3,978kW
 予定使用電力量 5,656,400kWh
- (2) 供給期間 平成 30 年 6 月の定例検針日から平成 31 年 6 月の定例検針日まで
- (3) 供給場所 岐阜市長が指定する場所

2 入札参加に必要な資格

岐阜市の一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の(1)～(12)に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 岐阜市競争入札参加資格者名簿（物品・委託・その他）に登録されている者であること。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定に基づく資格停止を、本件の入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）第 3 条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）の規定に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とはみなさない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、ア)については、会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が継続中の会社である場合を除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①及び②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けていること。
- (8) 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (9) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 条)第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (10) 公告日から過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (11) 仕様書に示した品及び数量を確実に納入し得ること。
- (12) 迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札保証金

岐阜市契約規則(昭和 39 年岐阜市規則第 7 号)第 3 条第 1 項第 2 号の規定により免除とする。

4 契約保証金

岐阜市契約規則第 11 条第 1 項第 3 号の規定により免除とする。

5 申請書受付場所(担当部局)

- (1) 部局名称 岐阜市教育委員会事務局 教育政策課

- (2) 電話 (058)265-4141(内線 6303・6304) FAX (058)265-8045
- (3) メールアドレス kyouiku-sei@city.gifu.gifu.jp
- (4) 住所 〒500-8720 岐阜市神田町1丁目11番地
(岐阜市役所南庁舎3階)

6 入札参加資格に関する手続

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書提出要領に従い、書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認結果

平成30年4月16日(月)16時までに、FAXにより通知する。なお、この通知期限までに通知がない場合は、5の担当部局に連絡し確認すること。

(3) 入札参加資格の喪失

入札参加者は、入札期日までにおいて、次の場合のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を失うものとする。

- ① 入札参加者について、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始、会社更生法の規定による再生手続開始又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされたとき。
- ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札参加者の業務執行が困難になると見込まれるとき。
- ③ その他本件品供給を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

7 質疑応答

(1) 質疑がある者は、次に掲げる要領で質問書を提出することができる。

- ① 質問書提出期間 平成30年2月28日(水)から平成30年4月6日(金)16時
- ② 質問書提出場所 5の担当部局
- ③ 質問書は電子メールで提出すること。

(2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、平成30年4月16日(月)16時までに質問者あて電子メールで回答するほか、市のホームページで公表する。

8 入札の日時、方法等

(1) 入札の日時及び場所

- ① 日時 平成30年4月26日(木)13時30分

(入札書等を郵送することにより入札を行う場合(以下「郵便入札」という。)は、郵送先は5の担当部局であり、平成30年4月25日(水)16時までに同部局へ必着のこと。)

- ② 場所 岐阜市今沢町1丁目18番地

岐阜市役所本庁舎7階 入札室

(2) 入札方法等

- ① 入札参加者が、代理人に入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- ② 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、提出しなければならない。
- ③ 入札は、入札日に入札書等を持参し投函するか、郵便入札により行うものとする。
 - ア) 入札参加者は、入札書等を封筒に入れ密封の上、封皮に入札参加者名を記入し提出すること。
 - イ) 郵便入札は、書留郵便によらなければならない。この書留郵便は、二重封筒とし、入札書等を中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮には入札参加者名を記入し、外封筒の封皮には、「入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札書の記載方法

① 入札書に記載する入札金額

入札書に記載する入札金額は、次の②の方法により見積もった「電気料金総価」から、その「電気料金総価」の108分の8に相当する金額を差し引いた金額とする。

ここで、「電気料金総価」の108分の8に相当する金額を差し引いた金額とするのは、落札者の決定に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするためである。

② 電気料金総価

電気料金総価とは、1(1)の購入品及び数量を調達する役務に要する一切の諸経費を含めた額とし、岐阜清流中学校ほか22施設電気需給仕様書 2(2)及び別紙により本市が提示する予定契約電力及び予定使用電力量に対して、各入札参加者が設定した契約電力に対する単価(基本料金入札単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金入札単価)により算出した金額の合計である。ただし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は加算しないものとする。

③ 入札金額算定書

入札書には、入札金額の算出が分かるように、入札書の別紙として、様式8 入札金額算定書を添付すること。なお、入札金額算定書は入札書に使用する印鑑で割印を行うこと。

9 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、最低金額をもって入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合においては、当該入札参加者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当

該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加者が同一事項に対し、2 以上の入札をしたとき。
- ② 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- ③ 入札に関して談合等の不正行為があったとき。
- ④ 入札書に記名押印がないとき。
- ⑤ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- ⑥ 入札参加資格を有しない者が入札したとき。
- ⑦ その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

(3) 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札参加者の負担とする。

(4) その他

- ① FAX又は電子メールによる入札書の提出は、認めない。
- ② 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- ③ 再度入札に付した場合、前回の最低の入札書記載金額と同価格以上の額で入札書を提出したときは、次回、再度入札に参加できない。
- ④ 入札書は、あらかじめ担当者が指示したものとする。
- ⑤ 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ⑥ 本件入札に関し、入札説明書に定めがない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び岐阜市契約規則の定めるところによる。
- ⑦ 落札者は、消費税及び地方消費税の免税事業者の場合、その旨届出を行わなければならない。
- ⑧ 市のホームページでの入札結果の公表は原則入札執行日の 2 日後(岐阜市の休日を定める条例(平成元年岐阜市条例第 45 号)に規定する本市の休日を除く。)とする。

10 その他

(1) 契約締結

- ① 契約は単価によるものとし、落札者が入札金額算定書に記載した基本料金入札単価及び電力量料金入札単価を、それぞれ基本料金契約単価及び電力量料金契約単価とする。
- ② 落札者は、落札決定後速やかに契約を締結しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

- (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(5) 書類等を担当部局へ郵送する場合は、書類等が市役所へ到着した後、担当部局へ届くまでに1日程度を要するので考慮に入れること。